

平成 25 年度第 3 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

平成 26 年 3 月 14 日 (金)

JESCO 豊田事業所プレゼンテーションルームにて

午前 9 時 59 分 開会

【事務局（青木）】 それでは、定刻より少し早いですが、全員お揃いですので、ただいまから平成 25 年度第 3 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

各位におかれましては、御多忙の中、御参集いただきまして大変ありがとうございます。

なお、写真撮影につきましては、会議の冒頭のみとさせていただいておりますので御了承ください。

携帯電話等についても、マナーモードにしていただくか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、豊田市環境部長の末継から御挨拶申し上げます。

【豊田市（末継環境部長）】 皆様おはようございます。豊田市環境部の末継でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、また昨日からけさにかけましては、全国的に風も雨も強いということで、交通の関係も混乱しておるとお聞きしておりますが、そういう中で、当委員会の皆様、それから環境省、東海 4 県の関係者の皆様、それから関係する機関の皆様、本当にありがとうございます。

本年度第 3 回となりますけれども、豊田市 PCB 処理安全監視委員会に御出席をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

また、日ごろは本市の環境行政に御理解・御協力いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議題でございますが、JESCO のほうからは、処理状況の報告、それから特にこれまで JESCO の本施設で処理のできなかった PCB 廃棄物を処理するための処理ラインの改造計画に関する内容、現在、取り組んでいただいている漏洩防止対策の実施状況についても御説明をいただきます。よろしくお願いいいたします。

また、昨年 11 月に開かせていただきました前回の委員会で議題にさせていただいたおりますが、本市は昨年の 10 月末に環境省から PCB 廃棄物処理の基本計画の変更

について検討要請をいただいております。そのことにつきましては、本日、私どもの事務局のほうから、要請をいただいた後の対応についても報告させていただきますし、環境省のほうからは、国の基本計画の変更に向けて今後の対応について、具体的に御説明をいただきます。

委員の皆様に置かれましては、今後の PCB 処理事業の安全・安心の推進のため、忌憚のないご意見をいただければと思っております。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（青木）】 ありがとうございます。

本日、環境省から廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 課長の塚本直也様においてていただきしておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

【環境省産業廃棄物課（塚本課長）】 皆様おはようございます。環境省の塚本でございます。

委員長、委員の皆様、御出席の皆様、本日は、お忙しい中、お集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

また、地元の豊田市の皆様、愛知県の皆様におかれましては、日ごろより JESCO の操業について御理解と御協力を賜りまして、まことにありがとうございます。

この JESCO 豊田事業所は、操業以来、さまざまな事故などもあり、委員長を始め大変なお世話になってまいりました。そうした中で、皆様の御指導のもと、何とか本日までトランスも 60%、コンデンサも 55% ということで処理が進んできております。これもひとえに地元の理解と委員の皆様の御指導の賜物だと思っております。改めてお礼を申し上げます。

おかげさまで最近は、JESCO の操業もかなり安定をしてまいりました。さまざまな小さな問題などはあり、その都度、御報告をさせていただいておりますが、おかげさまで安定操業になってきております。

また、その中でも、当初の計画の達成ということは非常に全国的に難しいということで、前回の監視委員会では、私どもの課長補佐の鈴木のほうから、国として今後どのような新しい計画を提案させていただいているかということを御説明させていただきました。

各地域、全国 5 力所でいろいろな御意見を伺っている中で、ここ豊田でもそうでございますけれども、長年これから施設を使っていくという意味で、長期的な安全面を

どのようにやっていくのか、それから次の計画期限というのは、前回は技術的ないろいろなトラブルがあつておくれたということだけれども、じゃあ次は期限までにきちんとできるのかという2点について、いろいろな御意見を賜ったところでございます。

本日は、お時間をいただきまして、この2点に特に集中いたしまして、国としての追加的な施策の考え方についても御説明させていただきたいと思っております。

環境省、JESCO、日々、一日でも早いPCBの処理、この日本からPCBをなくすということを目標に努力しているところでございます。引き続き皆様方の御協力と御指導をどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

【事務局（青木）】 ありがとうございました。

それでは、議事に移る前に、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。会議次第、委員名簿、席次表がA4サイズで2枚ございまして、資料1-1から資料6、参考資料を配付させていただいております。

まず資料1-1、「豊田PCB廃棄物処理施設の状況報告について」。

次に資料1-2、「豊田事業所における改造計画について」。

資料2、「主な漏洩防止対策の実施状況について」。

資料3-1、「豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準（改訂案）」。

資料3-2、「地域とのコミュニケーションについて」。

資料4、「豊田PCB処理事業における豊田市の対応について」。委員の皆様には、参考として写真をカラー刷りで入れてあります。

資料5、「PCB廃棄物処理基本計画の変更について」。

資料6、こちらも委員の皆様のみの配付となります、「平成25年度第2回豊田市PCB処理安全監視委員会議事録」でございます。

最後に、参考資料1ということで、「平成25年度PCB廃棄物未処理事業者処理推進立入結果について」。

不足資料等がございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、ただいま以降の撮影は御遠慮ください。

これより議事に移ります。

議事進行につきましては、要綱第5条により委員長が務めることとなっておりますので、委員長にお願いします。

【委員長】 皆さんおはようございます。本日は、ぜひ活発な御審議をお願い申し上げます。

本日は、年度末のお忙しい中、大変ありがたいことに、安全監視委員 15 名全員に御出席をいただいておりますことを確認しております。

したがいまして、安全監視委員会の設置要綱第 6 条第 2 項の規定によりまして、本会議が成立していることを報告いたします。

本日は、オブザーバーの豊田市の消防本部予防課長の児玉様が、御公務で欠席しております。

それでは、早速、議事次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。

まず、議題(1)、「豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業状況について」ということで、日本環境安全事業株より御説明ください。

【JESCO (石垣所長)】 皆さんおはようございます。JESCO 豊田事業所の石垣でございます。

私のほうから、資料 1 について御説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料 1 – 1 でございます。この 1 ページ目の表で、今年度、月ごとの処理状況について、処理実績ということで表を作成しております。

前回、11 月の監視委員会以降の特筆するべきところを御説明いたします。

まず、コンデンサのところでございますが、平成 25 年 12 月、普通コンデンサが 361 台、ほかの月に比べて若干、処理の台数が少なくなっております。この 12 月には、定期点検の後、ボイラーの送風機のトラブルという設備トラブルがございまして、一部、洗浄液が使えないという状況が発生しております。これに伴いまして、洗浄設備の 10 日ほどの停止ということがございまして、12 月の操業台数といたしましては若干低い数字になっております。

ただ、今年度の年度を通してコンデンサの合計のところをごらんいただければと思いますが、若干、重量の軽いコンデンサを処理したということもありますけれども、今まででは、平成 24 年度が台数的には一番処理実績が上がった年でございまして、5,483 台でございましたけれども、今年度は、2 月末時点で、1 台でございますけれども、それを上回った台数が処理できてるということで、今年度は、コンデンサの処理に関しましても順調に処理ができるという状況にございます。

それから、車載トランスでございますけれども、これは、平成 24 年度の秋の定期点検に予備洗浄装置を増設するという改造工事を行っております。これに伴いまして、

車載トランスの処理の促進が図られております。平成 24 年度も 34 台ということで、今までよりもかなりの台数ふやした形での処理が実施できておりましたけれども、今年度はさらに上乗せをして、3 月も現在、6 台の処理を予定しております。年度を通して、50 台の処理が実施できるという状況になっております。ここにおいても、車載トランスの予備洗浄の工事の効果が上がっておるという状況が見ていただけます。

それから、廃 PCB でございます。今年度はドラム缶で 167 本、今までの年に比べても数多くの PCB 油の処理が実績が上がっております。これは、JESCO へ運搬できない超大型のトランス、これを現場で抜油して油だけ JESCO に運ぶというような台数がふえておるということもございまして、PCB 油の処理の促進が図られておるというところでございます。

それから 2 ページは、処理が終わった後、有価物、あるいは産業廃棄物としてどれくらいの払い出しがされているかという表でございます。

これに関しましても、特に有価物、鉄類のところでございます。これも平成 24 年 326.5 トンという形で、非常にたくさんの有価物として鉄類を払い出しをしておりますけれども、今年度も、昨年度に匹敵する以上の処理が進んでおるというのも、この表をごらんいただければおわかりになるかと思います。

それから、3 ページ目に入ります。これは東海 4 県 PCB 廃棄物の処理状況ということで、区域ごとに処理台数をあらわしたものでございます。

まず、この後、御説明いたします小型トランスエリアの改造工事によって、今まで処理することができなかつた特殊形状コンデンサ、これに関して、前回の監視委員会では、豊田市の 1 台のみの実績であると申しましたが、今回は 95 台ということで、台数が非常にふえております。これは、改造工事を行った後の試運転において処理が進み出しておりという状況を示したものでございます。

それから、一番下の進捗率でございます。事業場数のところで、特に今年度は岐阜県、静岡県、三重県というエリアの重点的な処理を進めております。年度当初では、全て 3 県とも事業場数で 40% 台という進捗でございましたけれども、今年度は、重点的な搬入を行ったということで、3 県におきましては 60%~70% の進捗ということで処理実績が上がっておるというような状況でございます。

それから、4 ページ目に入ります。周辺環境への影響の調査ということで、年間のモニタリング計画に基づきまして、今年度も 4 月、7 月、10 月、1 月と年に 4 回のモ

ニタリング調査を実施しております。

全ての項目について、管理目標値、あるいは環境基準値を超過した値は出ておらないということを御報告させていただきます。

それから、5ページ目に入ります。前回の監視委員会におきましても、低濃度 PCB 汚染物となります私どもの事業所で発生いたします運転廃棄物、これを認定施設への払い出しを始めましたという御報告をさせていただきました。前回からのその無害化認定施設への払い出しについても、継続して実施しておるということを御報告させていただきます。

ただ、実際には、その処理量はふえてはいるんですけども、小型トランス改造工事等によって、さらなる運転廃棄物の発生があるということから、外部での処理を進めているにもかかわらず、実はドラム缶の本数というのは 40 本ほど前回の監視委員会からはふえておるというような状況になっております。

今後も、こういった運転廃棄物の処理促進に関しましては、我々としても力を注いでいきたいというふうに考えておるところでございます。

資料 1-1 につきましては、以上でございます。

続きまして、資料 1-2 でございます。これは、今年度実施しております改造工事、それから来年度、再来年度と実施いたします改造工事について御説明をさせていただく資料でございます。

もともと私どもの豊田事業所では、この 1 ページの一番下にあります表の特殊形状コンデンサ、これは通常、コンデンサは我々は自動化ラインで処理をしますが、この自動化ラインで処理することができないサイズの大き過ぎるもの、小さ過ぎるもの、あるいは海外製コンデンサのように形状が不規則なもの、こういったものを特殊形状コンデンサと呼んでおりますが、こういったものは今まで処理できておりませんでした。あるいは漏洩コンデンサは、通常、保管容器に入れられた状態で保管をされております。こういった容器も含めた形での漏洩コンデンサの処理というのは、当初は手解体によって処理するという予定ではありましたけれども、作業環境中の PCB 濃度が高くなってしまったということから、手解体での作業が困難になり、今まで処理が進んでいなかったという状況がございます。

これを解決するために、まずは今年度、処理稼働率の落ちております小型トランスエリアの改造工事を進めることによって、1 ページ一番下の表に処理対象サイズというふうに書いてありますが、このサイズ以下のものに関しては処理ができるよう

に改造工事を行いました。これによって、処理割合として特殊形状コンデンサは 77%、漏洩コンデンサ保管容器に関しましては 91%のものが処理できるというような形での改造工事を実施しました。

これに引き続きまして来年度、大型車載トランスエリアの改造工事を実施いたします。2 ページ目一番上の表になります。小型トランスの改造では、100%のものが処理できないという状況でございましたが、この大型車載トランスの改造工事をすることによって、処理が困難であった対象物の 100%のものが処理できるようになるというような形での現在、改造を予定しております。

これは、後ほどこの添付しております図面の説明のときに詳細は御説明をさせていただきます。

それでは、参考図面 1、それから参考図面 2、この 2 つの図面は、本年度実施いたしました小型トランスエリアでの改造工事についての概略、御説明のために作成した資料でございます。これに基づきまして、工事の概要を御説明いたします。

まず、この参考図面 1 の左のほうから、処理対象物を施設内に入れます。この入れた後、一番左に容器蓋開梱室というのがございます。ここで漏洩コンデンサ、あるいは保管容器については、蓋を取って中の状況を確認します。この中に本来の対象物ではないもの、あるいはその他汚染物、不要物が入っていないかどうかというのを、中身をこここの場所で確認をいたします。

あるいは特殊コンデンサにつきましては、形状が不規則、あるいはサイズが大きいということではございますけれども、油の漏洩はないということでございますので、こここの開梱室において、我々の施設の中で使います容器に入れて、解体ラインのほうに搬送するというような作業をここで行います。

それからその右のライン、予備洗浄装置と書いてございます。2 系統ございますけれども、ここは、保管容器を予備洗浄するエリアになっております。

その右のところ、保管容器洗浄装置ということで、先ほどの予備洗浄と似たような名前がついておりますが、ここでは、保管容器の中に漏洩コンデンサが入っているものについて、中に洗浄液を入れてしばらくつけおき洗いをするというようなエリアになっております。ここに書いてあります No. 5 から No. 8、4 台で、洗浄液を入れた状態でしばらくつけおきをしておくスペースをここに確保しております。

それから、その右のエリア、保管容器切断装置ということで、予備洗浄の終わった保管容器を、こここのエリアで洗浄設備に入れられる大きさまで切断をするという作業

を行います。

その次のページ、参考図面 2 になります。ここは C 工区と呼んでおりますが、先ほどの参考図面 1 のエリアである程度の前処理を行った上で、ここのエリアで特殊コンデンサ並びに漏洩コンデンサの手解体を行います。

右の図面で、ロの字型に処理対象物を処理するエリアがありますが、基本的には、ここのエリアはグローブボックスになっておりまして、黄色いところに作業者が立つて、グローブボックスを介して手解体で解体をするという作業になります。一部、写真が載せてあります。抜油する装置、それから切断する装置、この中には全て用意しております。したがいまして、このエリアの中でグローブボックスを介して細かく切断、それから処理物を分別して、処理かごに投入して洗浄設備のほうに送るという作業をここのエリアで行うということになります。

これが今年度実施いたしました改造工事の概要になります。

引き続きまして、参考図面 3 でございます。これは、来年度、それから再来年度に実施をいたします改造工事の概要をお示しした図面でございます。

ただし、実際の設計はこれからということになりますので、改造工事のイメージということでお考えいただきたいと思います。

この図面、ちょうど真ん中のところにピンクのラインが引いてございます。ここのエリアが大型車載トランス解体エリアになりますけれども、左から対象物をこの解体エリアに搬入した後、主な工事対象場所というところに搬入して、ここのエリアで基本的な粗解体を行います。ここで解体する作業は、細かく分別までするということではなくて、先ほど御説明いたしました小型トランスエリアの手解体ライン、あそこに投入できるまでの大きさに細かくするという作業をここで行います。したがいまして、ここで行って施設内で移動させるかごに投入したものを、先ほどの小型トランスラインの手解体ラインに送って、またグローブボックスで細かく分別するという作業を行うという考えになっております。

工程といったしましては、表にありますとおり、平成 27 年 9 月までには試運転も含めて完成をさせて、27 年の秋からは実操業に入っていきたいと考えております。

その後に、参考図という A4 のものを添付させていただいております。

主な作業の考え方でございますが、もともと手解体で処理をするという前提であったものが、作業環境中の PCB 濃度が高くなってしまったことから、作業ができなくなったということで、基本的には、まずこの作業エリアの周りを壁で囲むということ

を考えております。

壁で囲った上で、手解体で作業するに当たって、作業者が曝露されないように、給気、排気設備をしっかりとつくる。この作業エリアにはしっかりとその気流を確保して、必ず作業者は風上側に立って解体作業をする。ここにおいて粗解体をして、小型トランスエリアの手解体ラインのほうに送るという作業をここでは実施するということで現在、考えておるところでございます。

詳細設計に関しましては、これから来年度以降、着手をするというような状況になっております。

概略の説明は以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、皆様のほうから何か御質問あるいはコメント等ございますでしょうか。

簡単なことですが、資料 1－1、3 ページに車載トランスの説明がありますが、静岡県内では 25.9% 处理したと書いてあります。これは、静岡県内のものをということですか。

【JESCO（石垣所長）】 車載トランスは、JR 東海がお持ちのものが大半でございまして、静岡県内と書いてありますけれども、JR 東海のものの処理が 25.9% ということです。

【委員長】 こちらで処理していただいたのですね。「静岡県内で」という表記はちょっとわかりにくくいですね。

【JESCO（石垣所長）】 表現がまずくて、静岡県内に保管されている車載トランスの 25.9% を JESCO で処理したという意味でございます。

【委員長】 そのように訂正をお願いします。

【JESCO（石垣所長）】 はい、承知いたしました。

【委員長】 国の処理の計画の見直しと相まって、今現在、こちらで進めているやる改造を 27 年秋にとお話をされたが、もう少しまとめてどういうことをやっているか御説明ください。

【JESCO（石垣所長）】 もともとの設計の段階では、当初、平成 28 年 3 月までに処理をするというお約束で設計をしておったのでございますけれども、実際に解体作業をしてみると、当初の想定以上に PCB の空気中への揮発が多かったというのがございます。そのために、作業者が立ち入るエリアの PCB 濃度が高くなってしまった

というようなことなどが原因によって、処理がおくれておるというのもございます。

また、豊田の場合は、漏洩事故によってしばらく操業をとめざるを得なかつたというようなこともございまして、それも大きな原因ではあるんですけども、こういったおくれを受けて、国のはうでは、いろんな処理の促進策というのを、委員会の中から御意見をいただいた上でまとめていただいたというのがございます。

その中で、もともとの処理基本計画を改訂しなければできないという項目もありますが、少なくとも我々の努力で施設内の改造をすることによる処理促進策も図れるのではないかということも、環境省の委員会のはうで検討をいただいたということもございまして、これを受けまして我々としても、何とか改造によって処理できるところは努力していこうというような形で、昨年度は車載トランスの予備洗浄装置の増設工事を行わせていただきました。それとあわせて今年度は、先ほど御説明いたしました特殊コンデンサ等の処理ができるように、改造工事を今、計画して進めておるというような状況であるということを御説明させていただきます。

【委員長】 処理実績のところで御説明いただきましたし、今おっしゃったように、洗浄を強化したことで、車載トランスの処理率が上がってきていますが、国の計画が変更されましたので、車載トランスの処理から今の改造計画のはうに移っていくわけですよ。

そうすると、車載トランスは、これからはこの処理実績の表でいきますとどのようになりますか。

【JESCO（石垣所長）】 表にありますとおり、車載トランス全体で 800 台という処理台数がございます。改造によって処理量がアップしたというような状況であっても、実は、このまま処理しますと平成 38～39 年までかかるてしまうというのが、現在の試算で出ております。

したがいまして、この豊田事業所の改造という中で努力でできるというところは、こういった形で実現はしておりますけれども、ただ、それでも早く PCB の処理を終わらせるという意味では、この車載トランスに関しましては、他事業所の処理ラインの活用ということをしないと、なかなか終わらないという現実がございます。

そういう意味で、今、環境省のはうでは、我々のこの車載トランスを他事業所の処理能力も活用することによって、さらに早くその処理完了を目指したいということでの御提案を受けておるというような状況でございます。

【委員長】 現状は、まだ受け入れをされていないんですか。

【JESCO（石垣所長）】 現状は、まだほかの事業所での処理は行っておりません。

【委員長】 こちらがどこまで処理受入をし、どの時点で他の事業所で処理するのか、さらには改造計画との関係はどうなっているのでしょうか。

【環境省産業廃棄物課（塚本課長）】 今回、全国的に見た中で、豊田が一番おくれているというか、時間がかかる事業所になっています。そういう意味で、国としては、現在、豊田でやっている車載トランス、それから難しい特殊形状コンデンサ、これを他地域で処理をしていただきたいという案をつくっています。しかしこれについては、現在はまだ、各自治体で検討していただいているという状況です。

この中で、全ての事業所が同じですけれども、別の事業所にお願いする以上は、自分の事業所のポテンシャルをまずは最大限高めて、できることを全てやった上で、どうしようもなくはみ出るものをそれぞれ融通し合う、これが基本だと思っています。

そういう意味では、豊田については、まず車載トランス、これは予備洗浄に物すごく時間がかかる、それが結果としておくれていますから、予備洗浄装置が今、1台しか場所がないんですね。それを3台、3倍に能力を上げます。これによって、年間処理台数が、今は27台なんですが、3倍までにはいかないですが、42台処理ができるようになるというふうにもくろんでおります。

それからもう一つは、今、所長からお話をありがとうございましたが、特殊コンデンサは、非常にPCBの揮発があって今まで処理ができなかつたんですが、これを他地域に持っていく前提としては、豊田事業所内でも作業員の方の安全性を図る設備をつくりながら、できるものは処理をしていく。こういう考え方方に立っております。

したがいまして、結果として今後、国の計画が各自治体にお認めいただけるかどうかは別としても、豊田として、今ある敷地の中で、工場の中でできる最大の能力を発揮していくという考え方で増設をさせていただいております

【委員長】 どうもありがとうございました。

各委員の皆様、現状況で、豊田事業所で最大限パワーが出し尽くせるところまで処理した後に、どうしても困難なものは他の事業所で処理をお願いするということと、逆に他の事業所で難しいものはこちらで受け入れをするというバーターのようなことを行って、国全体としての処理計画を促進するという御説明をいただきましたが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【A委員】 参照図面1と2で、それぞれ工程、容器蓋開梱室とか予備洗浄装置、そ

れぞれの工程で、どのような改造をされたのか教えていただけますか。今、課長さんが言われましたように、予備洗浄装置 1 台の能力を上げるために 3 台にしたとか、主なものだけでいいので。このままだと、どこをどう変えたのか全然わからないので、お願ひします。

【JESCO（石垣所長）】 もともとここのエリアは、小型トランスを専用で処理するラインということでございまして、小型トランスのラインを想定していたんですが、まず容器蓋開梱室、ここは、中に何が入っているかわからないというようなものの蓋を開けるということで、作業者が実際に立ち入って中を確認するということになります。

したがいまして、例えば排気に関しましては、上から空気を入れて下から排気をするとか、空気の流れをつくって、作業者が曝露されないような空気の流れをつくったというようなこと。

あとはまた、ここの開梱室のところは、何が入っているかわからないという中で蓋を開封しなければいけないということから、しっかりとここのエリアを囲って、中の作業がしっかりとできるようにという改造を行っております。

それから、予備洗浄装置のところは、実はこれは、小型トランスを予備洗浄するラインも含めて 4 つのラインがございますけれども、もともとここのエリアには 5 つのラインがございました。ただし、保管容器等を搬入するに当たって、小型トランスのこの幅では、なかなか処理できる台数が少ないということから、3 台を撤去して、新たに幅の広い予備洗浄装置を導入いたしまして、さらに大きなサイズのものでも予備洗浄ができるような形でラインを 2 ラインにして、全体としては 5 系統から 4 系統に修正をしております。

それから、保管容器洗浄装置というのは、ここはもともと切断装置があったんすけれども、その切断装置についてはしばらくは使用しないということから、施設を撤去して、新たにこの洗浄装置を設置しております。

それから、保管容器切断装置に関しましても、保管容器を切断するための装置ということで、ここに関しましても新たな切断装置を設置しております。

それから、参考資料 2 になります。ここはもともといろんな小型トランスを解体するための設備がございましたが、特殊コンデンサを処理するに当たって、やはりいろんなものがあるということから、手解体のエリアをつくらないといけないということから、実はここのエリアはもともと 1 層であったところを、新たな床を設けまして 2

階建てのエリアにしております。

処理対象物を 1 階のフロアから持ち込んで、2 階の手解体のラインにその対象物をリフトで上げる。その上げたものを、ロの字型の手解体のラインで作業者が解体をして、その解体したものは、下に置かれております洗浄かごにどんどん分別をして、いわば 2 階から下に放り投げるような形になるんですけれども、そういうような形で洗浄物を仕分けをして、1 階に落とされた洗浄物の入ったかごを最終的には洗浄設備に持っていくというような設備を新たにこここのエリアには創設をしたということになります。

大変大雑把でございますが、以上のような改造を行っております。

【委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【B 委員】 単純な質問かもわかりませんが、資料 1-1 の 4 ページですが、こここの騒音レベルで、管理目標値として 70 とか 65 と書いてあります。それで平成 25 年だと、例えば夜間だと 65 だと、目標値いっぱいいっぱいになっているわけですが、それから過去、ずっとこれまでの最大値は 68 だとか 69 と書いてあります。

この目標値が厳しいのか、これでも中で改善して下げてきたのか、その辺がちょっとよくわからないですが、目標値が厳しいなら、何とか中で改善してもらうということを考えてもらわなきやいけないけれども、ここら辺はどうなんでしょうか。

ほかのものでも、ちょっと油断するとオーバーしちゃうかなと、そういうような懸念があるんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 もともとこれらの項目に関しては、一部、法律的に決められた項目もございます。ただ、法律には決まってないけれども、こういった施設を運営させていただくに当たって、ここは工業地域になっておりますけれども、工業地域には適用されない基準というのもございます。

そういう中で、豊田市と協定を締結させていただく際に、それら法律で決まっているもの、あるいは決まってないものも含めて、準じた形で管理目標値というのを決めましょうというような形で、これらの数字を決めさせていただいております。

分析データを見ますと、例えば排気、排水等、PCB 等については、管理目標値に比べて非常に低い値にはなっておるんですが、例えば騒音は、排出源モニタリングということで排出源のところで測定をしますが、これは私どもだけの騒音を拾うというのはなかなか難しくて、実は、近隣の工場の騒音とか振動も拾ってしまうというのがあ

ります。

そういう意味で、この測定のところも、例えば他の工場が夏休みで停止していて我々は操業しているときに測るとか、いろんなことを検討してくださいというふうな助言はいただいてはおるんですが、ただ、現実的に年4回こういう形で測ると、やっぱり昼間、夜間の騒音、振動に関しては、わりとぎりぎりな数字になってしまふうというのがございます。

ちょっと明確なお答えになっているかどうかというのがありますが、この数値が厳しいかどうかというと、ちょっと我々としてなかなかお答えしにくいところはあるんですけれども、先ほどおっしゃられた騒音のところは、確かに実際の管理目標値に対して下回った形で余裕を持って数値を出せるかというと、現実的にはなかなか難しいところがあるというのが、正直なところではございます。

【B委員】 例えは、よそから苦情が来ててしまうがないとか、こういうことはないですか。

【JESCO（石垣所長）】 苦情というのはございません。

【委員長】 よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題の（2）、「漏洩防止対策の実施状況について」ということで、JESCOのほうから説明をお願いします。

【JESCO（石垣所長）】 資料2でございますけれども、以前の監視委員会でも御報告いたしましたが、我々が昨年の3月に提出いたしました改善計画書、そこに記載いたしました各種漏洩防止のための対策、これを確実に実施していくに際して、しっかりと体制強化、それと必要なお金の手当てをしてくださいと、特に委員長のほうからおっしゃっていただいた上で、私どもの矢尾板社長もこの監視委員会に出席をさせていただいてお約束をさせていただいたところでございます。

このお約束を受けて、昨年の10月、私どもの体制強化という意味で、津森という者を新たに採用させていただいております。前職は、化学工場で環境安全にかかわる責任者を歴任した経歴を持っております。その者に、私どもに昨年10月に来ていたいて、この漏洩防止対策の実施の責任者ということで現在、誠意取り組んでいるという状況でございます。

したがいまして、きょうは、この資料2については、私どもの審議役であります津森のほうから御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【JESCO（津森審議役）】 おはようございます。昨年 10 月 16 日付で豊田事業所に配属になりました津森でございます。

資料 2 に基づきまして、主な漏洩防止対策の実施状況につきまして、時間も限られておりますので、フォーカスを絞ってご説明をしたいと思います。

まず、1 番目の外部漏洩リスクの高い作業の監視の徹底でございますが、表にお示ししておりますとおり、SD 剤の受入作業を始め、外部漏洩リスクの高い 13 作業につきましては、毎回 JESCO の担当者が立ち会い、手順書どおり作業が行われていることを、計画どおり全て確認をしております。

2 点目でございますが、各種プロジェクト推進による漏洩防止対策の強化でございますが、本年度の漏洩防止プロジェクトでは、昨年度の液体漏洩に続きまして、気体の漏洩リスクの評価と対策の検討を実施し、対策の立案は既に完了しております。この 2 年間の漏洩リスク抽出活動で導き出したソフト・ハード面での対策案は、381 件と非常に膨大であり、まさにプロセス総点検を実施した活動の大きな成果であると言えます。

大切なことは、とても貴重なこの対策案に対し、きちんと優先順位を定め着実に実行し、本当に強い事業所にすることだと考えております。既に実行計画を定め、取り組みをスタートさせております。さらに、立案した対策を行うことで、どれだけ漏洩リスクが低減するかを定量的、かつ見える化を図ることで、特に現場の最前線で働いている方々にも御理解いただき、改善を実感してもらうことが重要と考え、対策後のリスク低減評価方法も確立し、導入を開始しております。

3 番目の EMS を活用した継続的な改善でございますが、3 つの環境目的、目標を明確に定め、達成手段である漏洩防止対策を全て落ちなく進捗管理をしております。

続きまして、4 番目の全社的なバックアップでございますが、漏洩防止対策担当の審議役 1 名、これは今、話がありましたけれども、私となりますが、1 名を配置するなど、体制を強化しております。漏洩事故ゼロを継続すべく、待ったなしで取り組んでおります。

さらに、事業所での各種会議に、知見を有します本社のアドバイザーの参加や、環境安全監査室による監査、全事業所が集まる安全対策課の情報交換会で、なぜなぜ分析に関するセミナーなど、非常に有益な情報を入手しております。

続きまして、5 番目のヒューマンエラー防止講習会の開催でございますが、本年度は 5 月、6 月、10 月、11 月に計 10 日間、15 回の講習会を開催し、特に 10 月、11

月の講習会では、設問方式で回答を記入することにより意識づけも図り、本当に記憶に残る講習会となっております。

6番目のヒヤリハット気がかり活動の充実でございますが、本年度のヒヤリハットの報告案件は、合計85件で、このうち79件、約93%は、全て措置が完了しております。この対策完了率の高さ、これは非常に大切だと考えております。すなわち、現場から提出されました問題や提案を、絶対に放置せず、いかに早く対応するか、現場の声に耳を傾け、誠実に対応することこそ、安全活動の基本であり、この措置完了率の高さは、まさにその成果をあらわしていると考えております。

さらに、昨年の12月から、過去に措置されましたヒヤリハットにつきまして、安全パトロールで措置の状況を現場で確認する活動をスタートさせております。この現場確認活動は、実は、昨年10月の作業部会で委員長より御提案をいただいた案件であり、提案された貴重な情報を、ただ単に紙ベースで確認し、終わりにするのではなく、対策がきちんと完了し、本当に問題ない状態になったかを事業所長、TKSの田中社長のトップにも参加をいただき、現地・現物を確認する。本当に現場を大切にする心のこもった活動につながっていると考えております。

2ページ目に移ります。KY(危険予知)活動の継続でございます。作業者の方に日常の漏洩リスクを意識づけするために、毎日1件作業を選定し、漏洩リスクを予想し、回避策を考え、周知徹底する活動を継続して実施、その活動件数は2,928件となっております。

実際に使用しておりますKYシートを添付しておりますが、詳細は割愛しますが、このシートを用いて、PDCAをきちんと回して確実に作業を進めております。

続きまして、8番目のJESCOによるチェックのルール化でございますが、定期点検後の運転再開は、ルールどおりJESCOが再開条件の整ったことを確認した後、TKSに運転開始を指示しております。

3ページ目に移ります。9番目の手順書の総点検と改訂、さらに10番目の手順書の遵守徹底のための作業点検につきましても、表にお示しておりますが、全て計画どおり進めております。

続きまして、11番目のSD剤の受入設備の改造でございます。平成24年7月のSD剤漏洩の原因箇所となりましたドレンポットが不要な設備へ改造が完了し、この改造により、ドレンポットを撤去しております。具体的には、下図に示しておりますが、このフローの特に上段の改造前の図の黄色の丸で囲っておりますドレンポット、附帶

設備も含め撤去され、非常にシンプルな設備となり、抜本対策を完了しております。

12番目の不要設備からの漏洩防止対策でございますが、全280カ所の不要設備のうち、14カ所は撤去を完了し、257カ所は閉止措置が完了しております。残り9カ所につきましても、3月末で措置完了予定となっております。

続きまして、4ページ目に移ります。昨年8月に発生しました潤滑油漏洩対策及び水平対策について御説明いたします。

抜本原因でありますネジ継ぎ手配管の強度不足の問題に関しましては、より強度の強いものへ取りかえが全て完了し、そのほか、サポート金具の取りつけ、注意喚起表示など、具体的な内容への改善を全て完了しております。

さらに、水平展開として調査を行い、明確となりました通路でない場所を通っていた43カ所のうち、2カ所を通行禁止、1カ所に配管カバー、2カ所にサポート金具の取りつけを完了し、全43カ所の注意喚起表示を具体的な内容に改善をしております。

写真は、注意喚起表示、通行禁止措置、サポート金具の取りつけの実例をお示ししております。

最後にまとめといたしまして、御報告したとおり非常に多岐にわたる活動を行い、全て落ちなく計画どおり取り進めております。しかしながら、これで終わりではなく、その活動一つ一つをさらにブラッシュアップし、本当に最前線で働く方々の血となり肉となる活動とし、全員が一丸となり改善のスパイラルを回し続け、JESCOの中でもナンバーワンの事業所となるよう、強い決意で取り組んでまいりますので、引き続きご支援のほどをぜひよろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

【委員長】 どうもありがとうございました。

津森さんは、新しく赴任されてから、しっかりと真摯にやっていただいていることが本日の説明でわかりました。

これから皆さんの御意見を伺いますが、各委員からただいまのJESCOの取り組みについて何かござりますか。

C委員、どうぞ。

【C委員】 5番のヒューマンエラー防止講習会ですが、これはJESCO、TKSの社員全員が参加ということでおよろしいですか。

【JESCO（津森審議役）】 はい、そうです。

【C 委員】 たとえば、年度途中で入ってこられた方とか、そういった方は本年度はいらっしゃいますか。その方にもちゃんと講習は受けて…。

【JESCO（津森審議役）】 各タイミングで必ず受けるようにしております。

【C 委員】 わかりました。

【委員長】 そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【D 委員】 先ほどの御説明で、ラインの改造というお話がございましたけれども、今回、この漏洩防止対策でいろいろ取り組んでいただいている活動の1つで、漏洩のリスクの洗い出しへ、新しくラインをつくられたということもありますので、まずは新しいラインのリスクの洗い出しをしっかりとしていただいて、今までのヒヤリハットとか漏洩事故の事例をそこに当てはめていただきて、漏洩するリスクを極力下げていただくような活動をお願いしたいと思います。

今まででは、どちらかというと、起きたことに対する後の措置という活動になっていますけれども、今回、せっかくラインを改造というタイミングですので、前出しで予防措置、未然防止措置という形で、今までの事例を当てはめて、漏れがないような設備を今のうちからつくり込んでいただきたいと思いますので、その点よろしくお願ひいたします。

【JESCO（津森審議役）】 わかりました。

【JESCO（石垣所長）】 今、おっしゃられた話は、漏洩防止プロジェクトでPIDの図面から機器を抽出して、漏洩のシナリオを抽出した上で、どれくらいのリスクがあるかという調査をやっておりますが、今回の改造についても、設計の段階から、実は同じことを既にやっております。

やった上で、最終的に今、試運転を終わって、現在、手直し工事をやっておるところですけれども、その中でも、実際に本当に現実にそうなっているかどうかという検証もしっかりやっていこうというふうに考えております。

また来年度以降も改造工事が続きますので、今いただきました意見を踏まえて、しっかりやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

【D 委員】 ありがとうございます。

【委員長】 よろしくお願ひいたします。

そのほかいかがでしょうか。

【E 委員】 今、説明いただきました資料2の6番目のところですが、ヒヤリハットの

案件が全部で 85 件、79 件は措置済みとなっています。先ほど、漏洩に関する部分は 3 月末までに何とか終わらせるというお話だったですが、この残りの 6 件はどのようにになっているのでしょうか。

【JESCO（津森審議役）】 残りの 6 件は、技術的に難しかったり、投資額が大きい等の問題がありますので、継続検討して、必ず対応を決めて対策をとってフィードバックを図ってまいります。

【委員長】 そのほかよろしいですか。

それでは、ただ今の JESCO の取り組みを今後ともしっかりとやってくださるようにお願いいたします。

次の議題でございますが、「豊田 PCB 廃棄物処理施設における情報開示・コミュニケーションの取組について」ということで、同じく JESCO から説明をお願いいたします。

【JESCO（石垣所長）】 それでは、資料 3 について御説明をいたします。

まず資料 3-1 のトラブル発生時の報告・公表基準ということでございます。

これは、以前も、トラブルが発生した場合の報告基準ということで、この監視委員会でも御議論いただきて、平成 23 年 4 月 1 日から現在のものを施行しているわけでございますけれども、項目が明確でないところ、あるいは豊田市への通報も、どんなケースでいつ、どんなスピードで御報告をするか、あるいは、トラブルが起きた場合にどういった方々に公表するかというようなところが不明確ということで、その辺の考え方を最終的に整理した上で、報告・公表基準案ということで資料を作成させていただいております。

まず、3 ページ目の参考資料というのをごらんいただきたいと思います。

ここで、まず対象事項としてどんなことが考えられるかというのを、区分整理の考え方ということで、右の表のところで整理をいたしました。

まず対象事項を挙げさせていただき、それぞれに応じて区分 I 、区分 II 、区分 III 、区分 IV と 4 つの段階に分けられるのではないかということで、例えば一番上の法基準等を超える PCB 等の流出又は漏洩ということに関しましては、建屋外へ流出するケース、あるいは施設内で漏れるケースと、それぞれの事象においても、その発生する場所、あるいは外部への影響を考えた上で、どれくらいの事象が考えられるかということを整理をした上で、その左の表で、これらのことが発生した場合にどういったところに御報告をするか、あるいはどれくらいのスピード感を持って御報告をするかと

いうところをまとめさせていただいたということになります。

区分Ⅰが、やはり重大事故、速やかに御報告をしなければならない事象ということで、この区分Ⅰに該当するものに関しては、豊田市へも速やかな報告をする。これは土曜日、日曜日、あるいは夜間であっても速やかに御報告をする。あるいは報道機関への公表、地元の住民の皆様への御報告も、これに関しては全て対応するということで、丸を打ってございます。

それから区分Ⅱ、区分Ⅲ、区分Ⅳ、それぞれの事象に従いまして、区分に応じて重要度がどんどん下がっていくということから、それぞれの事象が起きた場合の公表、報告先ですね、どういったところに御報告するかという取りまとめをさせていただいた上で、この資料3-1、1ページ目のところの報告・公表基準ということで、文章としてまとめさせていただいたというようなつくりになっております。

これをベースに、万が一こういったことが起きた場合に、皆様に御報告するときにどんな報告の仕方をしようというのが、2ページ目の評価基準ということになります。

以前も、事故が起きたときに、我々のホームページで公表、あるいはプレス発表するというときに、その事象の報告はさせてはいただくんですが、じゃあその事象が周りの住民の皆様にどれぐらいの影響があるのかよくわからないという声を伺っております。そういったことの御理解の助けになるという意味で、ここに記載しております①周辺環境への影響、②人身への影響、③爆発・火災の発生又はそのおそれ、④事業への影響という4つの項目に分けて、それぞれ影響があるのかないのかというようなところを、その発表資料に添付することによって、御理解の促進になるのではないかということから、こういったことをしてはどうかということで、基準案としてまとめたものでございます。

それから資料3-2、地域とのコミュニケーションということで、2つの項目を挙げさせていただいております。

まず①、これは前回の監視委員会にも御報告をさせていただきました。年度をかけての主な地元とのコミュニケーションという意味で、8月28日に開催いたしました地域コミュニケーション、これについて再度ここに載せさせていただいております。

それから②施設見学についてということで、2月23日の日曜日でございますが、ここの施設は樹木自治区に立地をしております。この樹木自治区の住民の皆様に、ぜひ施設見学をしていただきたいということで、まさに直近の13番組、16番組の地域の皆様への回覧板の中で施設見学会の御案内をさせていただいた上で、皆様に見に来

ていただいたという見学会を開催しております。

合計で 12 名の方に見に来ていただいております。我々の施設の安全性であるとか、処理をどのようにやっておるかという基本的な説明とあわせて、 2 ページになりますが、我々が管理レベル区域の高いエリアでは化学防護服を装着、あるいはマスクを装着する中での作業をしており、これを体験していただくということから、こういった化学防護服の装着体験というのを住民の皆様にしていただきました。

資料 3 については、以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして皆様のほうから何か御意見はございますか。

お願いいいたします。

【C 委員】 豊田市への通報は、どなたがされるんですか。

【JESCO (石垣所長)】 通報は、基本的には、日中の勤務時間中であれば、私が通報することもありますし、あるいは別の者が通報するということもあります。特に誰が通報するということは、日中の場合は決めておりません。

ただし、夜間、あるいは休日の場合は、私が御報告をする。基本的に夜間、あるいは休日であれば、豊田市の担当の方も市役所にはおられないということになると思います。電話する先は、この基準に書いてありますとおり、豊田市の守衛のほうに御連絡をさせていただいて、詳細は環境保全課のほうにファックスで流させていただくということを、豊田市と相談の上、決めさせていただいております。

【C 委員】 どんなことが起こるかわからないので、どなたが通報されるかというのはちゃんと決めておいたほうが。優先順位も、例えば所長さんが出張されているときにそういうことがあったらどうするのかとか、そういったこともお考えいただければいいかなと思います。

【JESCO (石垣所長)】 そうですね。はい、承知いたしました。

【委員長】 例えば火災等が起こったような場合は、それは同時進行で消防庁のほうにも行くわけですね。

【JESCO (石垣所長)】 はい、そういうことになります。例えば火災のような話であれば、JESCO に報告がないと連絡できないなんていうことはおかしな話ですので、火災ということが現場で発覚すればすぐ 119 番通報するというのは、それは必要なことですので、その辺はしっかりやっていきたいと思います。

【委員長】 消防車、救急車もそうですが、豊田市への対応で混乱が生じないようにお願ひいたします。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

【D 委員】 資料3－1ですけれども、区分Ⅱで、法基準値等を超える濃度の PCB の漏洩、これの豊田市への通報が、当日中でよろしいんですか。直ちにじゃないんでしょうか。法基準を超えているものを出して、たとえ PCB であろうがなかろうが、法基準を超えるようなものを出した状態で、当日中というのは、ちょっと遅いように思います。すぐ連絡をして、周辺環境への影響に関して、またどういう状況で起きているかということに関して、市役所のほうにしっかりとお立ち会いいただかないといけないと思います。特に隣はすぐ川ですので、河川なんかは、流れ切ってしまうと、あとあとどうなるかわからない部分もありますので、通報というのは早くすべきではなかろうかと。当日中というのはちょっと遅いという感覚を受けます。

それと、SD 剤の建屋外への流出とか、区分Ⅲになると、建屋内への漏洩という形になりますけれども、SD 剤は非常に火災のリスクの高いものですので、これも、万が一を想定すると、やはりリスクは高めにとっておいて、通報等の連絡というのも早め早めにすべきかなと思います。

特に平日であれば、当日中と言わずに、全ての事象において直ちに電話にて通報という形に対応を繰り上げていくことをお考えいただければと思います。少し通報の考え方方が甘いように思います。

以上です。

【JESCO（石垣所長）】 区分Ⅱの1項目目に関しましては、事業所建屋内での漏洩ということでございますので、我々の設備では、施設内であればセーフティネットがあるということから、施設外には漏れない。施設外に漏れた場合は、区分Ⅰの1ということになりますので、施設内の漏洩ということであれば、少なくとも平日の昼間ということであれば、これはもう過去もそうですけれども、速やかに御連絡はしておるところでございますけれども、例えばこういったことが夜間、あるいは休日に起こった場合にどうするかといった場合に、周辺への環境の汚染がないという前提で、これに関しましてはこういった形での報告をしましょうということで、取りあえずここは豊田市と御相談させていただいた上で、案を提示させていただいておるところでございます。

それから、SD 剤につきましては、今、区分Ⅲの 1 ということで書いてございますけれども、この辺は、先ほどおっしゃられましたとおり、SD 剤の危険性というのをさらに考慮した上で、また豊田市と相談させていただいた上で、どこに区分するかということは決めていきたいと思います。

【D 委員】 今のは事例が悪かったですが、区分Ⅱの 4 であった場合はどうですか。

敷地境界を出て周辺環境に法基準値を超えたものを出して、それが確認できたら直ちに通報するというのが、本来、法のあるべき趣旨だと思います。水質汚濁防止法にしても、大気汚染防止法にしても。それをぜひともレベルを上げていただきて、直ちにというのを入れていただくようにお願いしたいと思います。

【委員長】 ただ今の 4 では、生活排水、用役排水又は雨水以外の排水には、PCB が含まれているのでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 基本的には、基準値を超える PCB が漏れたというものは全て区分 I に入りますので、PCB が基準以上のものを外部漏洩には、これは当たらないというような内容でございます。

【委員長】 想定されるものとしては、具体的にどんなものが外に漏れるのでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 以前にもありましたけれども、例えば上水が施設外に漏れたというのがございます。これは、作業のミスで、本来、閉まっているべきバルブが開いていて、施設内で上水が流しちゃ放しになった。これが防液堤を超えて外部に漏れたという事故がございました。これに関しては、濃度を分析したところ、基準値以下。もともとが上水ということでございまして、ただ、どうしても我々の施設の床を経由して大分外に流れたということで、PCB はゼロではなかったんですが、基準値以下と。こういったことを想定しております。

雨水とか普通の水であっても、想定外のところから漏れれば、これはやはり事故に当たるだろう。ただしその場合でも、PCB の基準、あるいは PCB 以外でも、何らか基準値を超えているか超えてないかということに関して、事象の区分を分けておるというのが、この案でございます。

【委員長】 ただ今の D 委員の御指摘を十分考慮していただきて、後ほどで結構ですので、豊田市とこのことについて十分検討していただきたいと思います。

【JESCO（石垣所長）】 はい、承知しました。

【委員長】 そのほかはよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

【副委員長】 連絡先にいろんな報道機関、例えば新聞報道とかテレビ報道がありますが、地域住民として、新聞等に報道されると、その内容についてよく見られてるんですね。要望ですけれども、やっぱり自治区の区長とかこういった委員会の人たちに、こんなことで報道機関から出ますよというような内容を、わかれば早いところ伝達してほしいなと。

やはり皆さんこういった設備ということで関心を持っておられるところですので、住民から、「今回またこんなことが出ましたわな」、「朝、新聞で見ましたよ」、「報道で見ました」なんて私どもよく聞くんですが、新聞とかの報道機関が早いんですよね。区長さん方とか皆さん自治区代表で来てみえますので、その辺を十分踏まえてお願ひします。

【JESCO（石垣所長）】 はい、承知しました。

【委員長】 先ほどC委員のほうからもコメントがありましたように、連絡網のところに本委員会の地元地区を代表されている委員の方々にも、報道機関よりも早目に教えてあげることが重要だと思いますので、連絡網をもう一度よく精査していただきたいと思います。

【JESCO（石垣所長）】 確かに我々としては、新聞記事でまず第一報を知るということはできれば避けたいと。何か起これば、速やかにまず地元の皆様に御報告をさせていただくというスタンスで、これからもぜひ臨んでいきたいと思います。

【委員長】 ということでよろしいでしょうか。

【副委員長】 わかりました。

【F委員】 ちょっとお尋ねしたいんですけども、こういう事故・トラブルの場合はわかりましたけれども、地震に対するマニュアルというのは整備されていますか。それだけちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

【JESCO（石垣所長）】 地震も含めた緊急時対応マニュアルを定めております。また、特に地震に関しては、80ガル、震度5に相当しますが、それ以上の地震を感じると、施設が緊急停止するという装置もつけております。

そういう中で、万が一地震が起これば、施設が止まって各所を急いで点検するというようなこともあります。また、当初の建築設計では、通常の建築基準法に定めます構造基準の、水平耐力で1.5倍の構造基準というようなことで、さらに厳し目の設計でこの施設を建てておりますので、そういう意味で、大地震に対してもある程

度のところは問題なく耐えられるだろうというふうに考えておるところでござりますけれども、ただ、どういったことが起こるかわからないということで、繰り返しになりますが、そういった事態が起こった場合のマニュアルというのは整備をさせていただいておるところでございます。

【F 委員】 ありがとうございます。

【委員長】 そのほかよろしいですか。

それでは、続きまして議題（4）、「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【豊田市(吉田環境保全課長)】 それでは、資料4をお出しいただきたいと思います。私のほうから、6点について御報告をさせていただきたいと思います。

まず1点目であります。豊田 PCB 廃棄物処理施設への立入検査の実施状況についてということでございます。

前回の安全監視委員会以降、JESCOに対して計5回の立入検査を行っております。立入検査の概要につきましては、表1をごらんいただきたいと思います。

その様子につきましては、最終ページに写真を載せておりますので、そちらのほうを参考に見ていただきたいと思います。

計5回の中で、②、③、④については、無通告によって立ち入りを行っております。この中で1月24日の立ち入りについてでございますが、行政検査としまして、排出ガスの測定及び払出物、紙素子になりますが、それの抜取検査を実施しております。協定で定めています排出管理目標値、それから卒業判定基準未満であったということを、この行政検査で確認をしております。

あの立ち入りにつきましては、ごらんいただきたいと思います。

次に、2点目でございます。監視委員会作業部会の開催状況ということで、今年度3回目の作業部会を2月4日に開催をさせていただきました。

作業部会では、JESCOから改善計画書の漏洩防止対策の取組状況の報告を受けるとともに、8月15日に発生しました真空ポンプ潤滑油のトラブルの際の原因となつた場所に対する防止対策等の現場を観察させていただきました。

委員からの主な意見としてここに載せさせていただきましたが、主なものにつきましては、トラテープ等で注意喚起を行ったからよいという考え方ではなく、またいまう危険な箇所をなくすことを前提にした対策を検討すべきである。それから、配管のシンプル化を図ることで作業の漏洩リスクも減少する。JESCO等には、今後、そ

ういった視点で現場を見ていただきたいというようなこと。

あとはごらんいただきたいと思いますが、そういうようなご指摘をいただいております。

本市としましても、委員から出された意見等を参考に、今後、施設の立ち入り、業者の漏洩対策の実施状況等について確認を行っていきたいと考えております。

続きまして3点目、収集運搬事業者への立入検査等についてでございます。

(1) 収集運搬事業者の作業状況の確認ということで、前回の監視委員会後、1回の立ち入りを行っております。

表2のとおりでございますが、運搬容器内では、十分な転倒防止策がとられ、安全に作業が行われたということの確認を行っております。

(2) 大型トランスの収集運搬作業に対する指導ということでございます。

これにつきましては、2月24日、JESCOより、日本通運が三重県から搬入しました大型トランスの上部の破損部位に必要な漏洩防止措置がとられていない。収集運搬ガイドラインや豊田事業所の受入基準違反が疑われるというような事案があるということで連絡をいただきまして、当市としても日本通運に確認したところ、保管事業者からの「異常なし」という言葉を信じて、大型トランス上部の事前確認を怠った、それから養生が必要な部位に対して適切な漏洩防止対策をとらずに運搬したということが確認できましたので、その行為に対する原因及び再発防止策について報告するようについて文書指導を行いました。

また、これにつきましても、三重県のほうからということでありましたので、三重県におかれましても同じような指導をしていただいたというふうに聞いております。

その後、3月3日には、同じような運搬物の実施された作業に立ち会いまして、安全策がとられ搬入されているということを確認しております。

この事案につきましても、三重県のほうで保管事業者のところで現地にて確認をしていただいているということです。

今回の案件につきまして、全17事業者関係する収集運搬事業者がありますので、それにつきましても情報提供いたしまして、トラブルが発生しないような水平展開をするようにしていきたいと思っております。

次に、4点目でございます。平成25年度環境モニタリング調査でございます。

(1) 調査地点等についてでございますが、PCB処理施設の稼働に伴う環境への影響を把握するために、JESCOの周辺環境モニタリング調査とは別に実施しているとい

うものでございまして、平成 14 年度から大気、河川水質、河川底質、平成 16 年度からは土壤を追加して環境調査を実施しているということでございます。

調査地点、調査時期につきましては、表 3 及び図 1 のとおりでございます。

(2) 調査結果についてでございますが、平成 25 年度に実施した調査結果につきましては、表 4、その経過につきましては、4 ページ、5 ページのとおりであります。

その得られた結果につきましては、施設稼働に伴う異常については認められなかつたということで、御報告をさせていただきます。

ここで、これらの調査につきましては、調査機関に委託して実施しておるということでございますが、その業者決定につきましては、調査データの信頼性を確保するためには、MLAP といいまして、特定計量証明事業者認定制度の認定を受けた業者を参加資格とする入札で決めておりますので、参考までに御報告をしておきます。

続きまして 6 ページ、5 点目について説明させていただきます。PCB 廃棄物未処理事業者への立ち入りについてということでございます。

保管事業者の経済的な理由だとか、漏洩物の運搬制約等の理由で、現在もなお事業者が保管を続けているものがあります。当市では、26 年の 1 月 10 日から 2 月 28 日にかけまして、未処理事業者 35 に立ち入りいたしまして、早期処理を促進するとともに、その保管や使用の状況等を確認しながら、必要な指導を行っております。

その立ち入りしたときの状況でございますが、35 件のうち、今、処理を検討中が 6 件、早期処理の意思ありというのが 8 件、早期処理の意思がないというのが 13 件、現時点で処理困難が 7 件、処理継続中が 1 件というとの状況がありました。

これについても、引き続き指導を強めていきたいと考えております。

なお、参考資料 1 に参考資料として詳細については載っておりますので、参考にしていただければと思います。

続きまして最後、6 点目でございます。国からの処理基本計画改定に係る検討要請に対する市の対応についてということでございますが、先ほど説明があったように、昨年の 10 月 30 日、市は環境省から国の PCB 廃棄物処理基本計画の改定について検討要請を受けました。

環境省の要請内容につきましては、豊田事業所の処理期間を 10 年ほど、37 年度末に延長したい。

それから 2 つ目として、豊田事業所で処理する PCB 廃棄物を変更する。エリア間移動をするということであります。

その要請を受けた後、当市では、次のようなことをやったということあります。

まず(1)であります、市議会及び地元自治区に対する対応としまして、市議会全議員に対して国からの検討要請があったことについて情報提供しました。必要に応じて内容について個々に説明をいたしました。

また、平成 25 年 12 月からことしの 1 月にかけまして、関係 10 自治区に対しても、国からの要請について説明をしてまいりました。

さらに、処理施設に近い樹木自治区及び土橋自治区につきましては、自治区からの要望を受けまして、自治区役員会においても説明をしてまいりました。

その中で(2) 地元自治区等から出された主な意見としましては、どこかでやらなければならぬこと。とにかく事故なく安全に処理すること。それから、長期保管のリスクもあり、こういうものは早くやるしかない。事故を起こさないためには、従業員教育が大事である。豊田エリアから北九州へ、大阪エリアから豊田への長距離輸送が心配である。二度と延長しないためには、掘り起こし調査が重要である。というような意見が主に出たということであります。

こういうことを受けまして、現在、市としましては、議会の要望や地元自治区から出された意見、それから他の立地自治体の動向、国の検討委員会の検討内容を踏まえ、国からの検討要請に対する市の回答について慎重に検討しているところでございます。

以上であります。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの豊田市からの御説明につきまして、皆様のほうから御意見をいただきたいと思います。

【C 委員】 大型トランスの収集運搬作業に対する指導というところで、保管業者へはどんなフィードバックがあったんですか。保管業者に対して指導するとか、こういったことはあったよと報告するとか、そういうことはあったんですか。

【三重県環境生活部廃棄物対策局（浅沼廃棄物・リサイクル課廃棄物規制・審査班長）】三重県ですが、保管事業者に対しても、当然、管理責任者を呼びまして、経緯等を聞いた中で、再発防止策ということで周知徹底をさせていただいているところですが、全ての保管事業者に対して、今回の事案を受けてやっているということはございません。豊田市と同様に、三重県としても収集運搬事業者に対しては周知をさせていただくという方向で考えているということでございます。

【C 委員】 どちらかというと、保管業者の問題のような気がするんですね。収集運搬

業者が幾らちゃんとやっていても、保管業者のはうできちんとしてなかつたら、こういったことはまた起こり得る可能性もありますので、保管業者の方がちゃんとしてないものに対しては断ることができるような、そんな指導もしていただきたいといけないかなと思っておりますので。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 確かに、保管業者の指導も大切な部分があると思いますが、ガイドラインによりますと、やっぱり収集運搬業者は、そこの状態を確認して、それを養生してやるということが基本的に収集運搬業者の責務ということになっておりまして、基本的には、ここで一番は、収集運搬業者が適正に事前調査を十分しなかつたということと、運搬するときにもう一度その部分で見逃したという2点があると思いますので、当然、保管事業者そのものが無理を言ってという部分になると、それは力関係も若干くるとは思いますが、そういう意味ではやはり指導も大切だと思いますが、一義的には、やはり収集運搬業者がガイドラインを見過ごした、そこが徹底されてなかつたというのが一番だというふうに思っております。

【C委員】 わかりました。

【委員長】 例えば豊田の場合ですと、どんな様子でしょうか。時々、保管業者さんに行かれているでしょうか。そのときには、そういう指摘をされたりするのですか。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 さっき言いましたように、未処理業者については、基本的には1年に1回以上は指導に行くということでやっておりまして、その中には、やはりそういう漏洩的なものもあるということもありますので、こういうことがあるということになると、やはり保管事業者、それから収集運搬業者に対しても、きっちりしたものでないと出せないということも改めて指導はしていきたいというふうに思います。

【委員長】 私も今のC委員の御意見と同じで、保管しているところが第一義的にきちんと保守管理をしていかなければいけないですし、それに二重チェックとして収集運搬業者さんが確認した上で搬出していただかなければいけないと思います。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 そうですね、保管状況については、チェックして指導してということは、立ち入りのところでやっておりますが、収集運搬業者とのやり取りの部分では、特にその辺は指導的には抜け落ちた部分があるかもしれません。そういうことも含めて、今後指導していきたいと思います。

【C委員】 もう一つ、例えば保管事業者が倒産等したらどうなるんですか。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 倒産したら、その引き継ぐ人とか、そういう人にや

っていただく形になりますね。

【C 委員】 余りそういう事例はなかったですか。

【豊田市（市川廃棄物対策課長）】 そういう事例は、そう多くはありませんが、実際あります。会社が破産した場合は、その代表者であった個人が保管している、あるいは破産管財人が保管しているというような事例は、少ないですがあります。そういう場合は、その者に対して指導しております。

【委員長】 最後の市議会議員の皆様からの提案のところにもありましたように、これから広域化におきましては、やはり長距離輸送に対して皆さんと同じように心配されてらっしゃるわけです。前回の安全監視委員会のところでもお願ひしましたが、広域協議会のほうで、その辺のところについて不安払拭のためにどのように取り組んでいただけるか、もし御意見がありましたらお願ひいたします。

【愛知県環境部資源循環推進課（岩田廃棄物監視指導室長）】 広域協議会の会長を承っております愛知県の岩田と申します。私から今の件について。

まず1つは、こういう情報をいただいたものですから、近々開きます東海4県の県、政令市が集まる会議がございますので、その場で、こういう事案、事例の紹介をいたしまして、保管状況等について指導の強化をお願いしたいと、これは対等な関係ですのでお願いをしたいと思います。

また、私ども愛知県内の各事務所、まさに現場に立ち入りに行く部署になりますが、そちらのほうに関しては、搬出時の安全確保だけではなくて、保管中、特に届け出などで漏れがありと情報等が来ているものもございます。そういうものに関しては、もう一度確認して、本当にそういう状況であれば、密閉容器に入れるなり、そういうことを徹底するように、各事務所の各現場のほうには指示を出すようにいたします。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、これからますます搬出・搬入が多くなると思いますので、そのところをしっかりと監視していただけるようにお願いいたします。

【愛知県環境部資源循環推進課（岩田廃棄物監視指導室長）】 JESCOのほうでやっと漏れ物の受け入れが始まったということで、漏れがわかっていて扱えば、それほど高いリスクではないと思います。ただ、今回みたいに漏れていることを知らずに乱雑に扱うと、それは非常にリスクが高い、汚染のおそれが高い行為になりますので、その辺はリスク低減のために徹底していきたいと思います。

【委員長】 どうぞよろしくお願ひいたします。

そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【G 委員】 今の市会議員等からの主な意見の中で、一番最後ですけれども、二度と延長しないためには、掘り起こし調査が必要という御意見があつたんですが、これは具体的には、上の部分とは違ったまた何か、こういったことを調査してほしいという要求はあつたんでしょうか。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 今の計画では、28年の3月までには処理するという計画で進んでいるんですけれども、事実上、ちょっと物理的に不可能ということになつて、今、検討されている提案では、豊田事業所でいくと10年間ほど延長して37年度末まで延長するということで今、国の方で検討されておるんですけど、それは、今あるやつ、わかっているものであれば、これまでにはいくでしようけれど、まだ隠れている部分、要するに登録されてない部分だとか、あるいは使っているとか、あるいはPCBが含んでいるということを知らないで使ってたり保管していたりするとか、届け出を知っていても届けてない方だとか、そういう方があるのかないのか、もあるようであれば、こういうことをしっかりと調べて交渉しないと、この期限までには、また違う延長の話が出てくるんじゃないのという心配をされているということになります。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 その関係につきましては、現在、計画変更についてお願いしているいろんな地域からも、同じ御心配をいただいているところでして、後ほど私どもの資料の中でも、それについての今後の全国的な取り組みについて御説明をさせていただこうと思っております。

【委員長】 ただ今おっしゃっていただいたとおりです。国の委員会でも、処理計画が変わるということで、委員の方々も大変その辺を懸念されていらっしゃいまして、掘り起こしの部分ですと、まだ表に出てきてないもの、例えば豊田市の中にもまだあるんでしょうか。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 それはちょっと調べてみないと、あるのかないのか。

【委員長】 そこをしっかりとやっていただきたいと思います。それと、6ページの図2のところにもありますように、早期処理の意思がないという回答もありますね。その早期処理の意思がないということは、年限ぎりぎりまで使い続けるという意思表示と考えるわけですか。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 使ってなくとも、そのまま保管している状態ですと

いろいろあって、費用も結構かかりますので、費用の問題だとか、そういうさまざまな理由があって、早期にはという話であって、法律的にはいつまでにしなければいけないということはあるので、早く処理するということであれば、強く指導をしていくということになると思います。

【委員長】 一番恐れるのは、国の計画がさらに延びるということです。28年度末までにはやらなければいけないはずが、駆け込みでということになりますと、せっかくの処理促進策が裏目に出てしまうことを恐れます。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 それにつきましては、多分、後の環境省からの説明の中で、そういう促進策等も説明があると思います。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 もしよろしければ、そこについても対策を今回、新たに講じようとしておりますので、次の議題の中で御説明させていただきます。

【委員長】 わかりました。では、そちらでご説明してください。

それでは、そのほかはいかがでしょうか。

先ほど、環境モニタリングのところでお話をありがとうございましたが、MLAPの基準を満たしている業者はたくさんあるんですか。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 これは、計量法によって導入された認定制度でありまして、その認定を受けた業者を入札参加資格の条件としているということで、入札参加する人はみんなその認定を受けて一定の精度管理ができるという業者を選定したということでやっております。

【委員長】 そうすると、例えば年度をまたいでデータを見たときに、整合性がとれているかどうかの検証はされているのでしょうか。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 この表を見ますと、若干のこぼこはありますが、これはあくまでもデータ的には基準より相当低いレベルの上下ということでありますて、入札ですので、毎年業者は変わる可能性がありますので、そういう点では、ある程度の精度管理していく中での若干のこういうでこぼこは、業者が変わることで若干はあるのかと思いますが、この数値結果を見る限りでは、問題ないレベルだというふうに思っております。

【委員長】 今後とも継続的に、客観的に比較・評価をしていただいて、適正に分析されているかどうかをよく御検討いただきたいと思います。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 はい、わかりました。

【委員長】 そのほかいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、最後の議題に入る前に、時間をもう少し延長させていただいてもよろしいですか。

それでは、ここで5分ほど休憩させていただきたいと思います。

(休 憩)

【委員長】 再開させていただきます。

それでは、最後の議題に移りたいと思います。

最後は、地元の自治区や市議会から出された意見を集約して、今後の市の対応について検討しているということを御説明いただきましたが、これに関連して、議題(5)で「PCB 廃棄物処理基本計画の変更について」、環境省のほうより御説明いただきたいと思います。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 環境省の中野と申します。私のほうから資料5に基づいて御説明をさせていただきます。

先ほど来、ご議論にもありましたとおり、昨年の10月30日に、PCB 廃棄物処理基本計画の変更について豊田市に御検討を御要請させていただきました。

主な内容は、5事業所でこれまで行ってまいりましたPCB 廃棄物の処理について、得意な分野、不得意なものというものが出てまいりましたので、これをより立ち位置等を融通し合いながら、一日でも早くPCB 廃棄物をなくすということをコンセプトとして、変更計画案を作成させていただきました。

そのコンセプトにつきましては、前回のこの会議の場で鈴木のほうから御説明をさせていただき、皆様方からもいろいろな御意見を賜ったところでございます。

今回、それを踏まえたり、あるいは各地域からいろいろ御意見、あるいは先ほど市からも御報告がありましたような市議会の皆さんとか住民の皆さんからいただいた御意見を踏まえまして、今後、新たにとるべき対策というものにつきまして、私どものほうでまとめさせていただいておりますので、それを御説明させていただきます。

時間の都合もございますので、ポイントを絞って御説明をさせていただきますが、まずこの資料の2ページからは、基本的なPCB 廃棄物に関するところを書いてございます。皆様御案内かと存じますので、こちらは割愛させていただきます。

9ページからは、この基本計画の変更案について記載させていただいてございます。

こちらも、前回の監視委員会の中で御説明をさせていただいた部分がございますので、大方は割愛させていただきますが、1枚おめくりいただきまして10ページ、11ページをごらんください。

こちらにありますとおり、今般の処理計画の変更に当たりましては、10ページの図にありますとおり、各5事業所で処理が不得意なものについて、その処理が可能となるところへ処理物を移動させて処理を行うということを基本としておりますが、一方で、移動先の処理施設に全てを任せることではなく、施設改造等にありますとおり、自地域の施設でできる最大限の取り組みもあわせてさせていただくということを中心とさせていただいてございまして、このような取り組みをすることで、下の処理期間でございますけれども、現状、バーチャートで処理にかかる期限を書いてございますが、今回の対策を導入することによりまして、現在、把握しているものにつきましては、この矢印、点線と実線がございますけれども、基本的に現在把握しているものについては、実線の期間で処理を終えることができるというふうに考えておりまして、豊田事業所におきましては34年度までに、現在把握しているトランス・コンデンサにつきましては処理を行うことができると考えておりまして、あと赤い矢印が安定器の部分でございます。豊田事業所の地域から出る安定器・汚染物については、北九州事業所のほうに処理をというようなことを考えております。

また、この中にある点線期間でございますけれども、基本的に新たに今後、把握されていくようなPCB廃棄物ですか、あるいは処理になかなか手間がかかるようなものにつきましては、この点線の期間で処理をさせていただいて、いずれにせよ、この点線期間内でJESCO処理事業自体を終了するための準備を行うというふうな考え方で期間を設定してございます。

それから、21ページからが、今回、新しく取り組ませていただく対策についてまとめさせていただいております。

大きく方向性は2つございまして、これまで皆様方も含めていただいた御意見の中には、大きく2つのものに集約できると考えております。

1つは、その期間が延長しても、施設が今後老朽化等をしていく中で、本当に施設が安全性、健全性を保っていけるのかという御心配。

それからもう1つは、先ほども御意見がありましたけれども、期間を延長したけれども、その期間内にちゃんと処理を完了することができるのかという御心配をいただいてございます。

この 2 点それぞれにつきまして、新たな対策の方向性についてまとめさせていただいてございます。

まずそのうちの安全対策についてが、この 21 ページからでございまして、22 ページをごらんください。

PCB 無害化処理施設でございますが、下の 23 ページにありますけれども、これまでも、先ほど来の御説明、御議論のとおり、施設外に PCB を絶対漏洩させないような多重な防護措置をもって施設の安全性を確保してきたところでございます。

具体的には、セーフティネットですとか、フェイルセーフと呼ばれる、万が一トラブルが発生しても、施設の漏洩が施設外の漏洩というものにつながらないような多重の防護措置ですとか、あるいはそういった誤動作やミスが起こっても大丈夫なような施設の構造なり、あるいは運営を行っているところでございます。

具体的には、次の 24 ページにありますとおり、これは一例ではございますけれども、建物につきましては、外部へ排気が直接出ないように負圧、外に空気が漏れないような圧力管理を施設内できさせていただいて、さらに排気ガスにつきましては、排気処理装置で処理をした上で二重の活性炭処理を行って排気をさせていただいている。

あるいは、液状のものを扱うということでございますから、こういった液状のものが漏洩しないように、オイルパンを置いたり、さらにはその下に防油堤、あるいは不浸透性の床など二重・三重の対策というものをこれまで行ってきたところでございます。

あるいは運搬時におきましては、次の 26 ページをごらんください。きょう残念ながら、運搬ガイドラインについて適切な措置が施されてないような事例もありましたが、基本的に収集運搬時につきましては、これまで JESCO へのそもそもその受入基準なり、あるいは搬入できる入門許可手続などをへて、運搬におけるセーフティな取り組みというものを必ず行うような義務づけをさせていただいたり、あるいは運搬経路を GPS などで把握したり、あるいは走行ルートを限定するような対策をとってまいったところでございます。

そういったところを踏まえて、今後の安全対策がどうなっていくかというところでございますが、27 ページにありますが、今後、処理期間を延長することになったとしても、まず施設の心臓部となるような部分、反応槽ですとか、あるいは解体洗浄を行っていくような設備につきましては、そもそも磨耗、消耗の設備をきちんとチェックすることも行ったりすることで、平成 37 年までの使用には問題がないというふうに

判断をしております。

一方で、それにつながっております管渠ですとかポンプ、それから各種計器、それから電機部品などにつきましては、定期的な更新ですとか補修が必要になってまいるんですけども、こちらにつきましては、その劣化なり異常が認められてから交換するのではなくて、あらかじめ長期保全計画を策定して、交換時期、更新時期を最初に定めた上で、計画的にこれを実施していくことで、そういう更新・補修が必要な設備についても、適切な対応をしてまいりということを取り組んでいこうというふうに考えております。

それをバックアップする体制として、次の 28 ページにありますけれども、長期保全計画による更新の例と書いてありますが、ここにありますとおり、時期を定めて経年劣化あるいは設備機能保持のための補修というものを、あらかじめプログラムを組んで行っていくということ。さらには、それに必要な予算につきましては、私ども国のほうから、こちらについても予算面でしっかり支援をさせていただくということで、対策をきちんと講じられる体制を組んでまいりということでございます。

それから、29 ページですけれども、運搬の安全対策につきましても、今般、いろいろ自治体の皆様方にも連携をして、排出事業者、それから運搬業者にも指導をしてまいりましたが、これまでの取り組みを引き続き継続して、安全対策を徹底していくというふうに考えております。

また次のページ、先ほど地震の話についても御心配をいただいたところでございますが、先ほど御説明させていただいたとおり、地震対策につきましても、そもそも支持杭を打設して構造上の強固な形を担保している上で、震度 7 程度の地震についても耐震性能を有することになっておりますが、さらに、震度 5 程度、80 ガルと先ほど説明がありましたけれども、こうなった場合には、運転を速やかに自動停止できるというような仕組みも盛り込んで、安全な対策については万全を期しているところでございます。

あるいは、先般の地震の中で特に津波の関係についても御心配をおかけして、その浸水対策はどうなのかという点につきましては、31 ページにございますけれども、近くに逢妻男川もございますけれども、その護岸高よりも高い嵩上げで施設は置かれているところでございますので、浸水についても、そういう対策を実施しているところでございます。

あるいは 32 ページにありますとおり、きょう資料 3 のところでも議論されてござ

いますが、万一災害が発生した場合につきましての連絡体制も、現在も体制をいろいろと整備している上で、また今回の御議論、あるいは引き続きこの監視委員会の皆様の御議論をいただきながら、強固な、あるいは効果的な体制整備というものを引き続き形成させていただきたいと考えているところでございます。

それから、4. 処理促進策とありますが、こちらからは、新しい期限内できちんと処理を終わるためにどういう対策を講じていくかということを書いてございます。

34ページをごらんいただきたいんですけども、1つ前の議題で皆様方から御心配をいただいた点というのが、まさにここに書いてあるんですけども、新たな処理計画の期間内に確実に処理を終えるためには、どんな課題があるかということですが、緑色で四角が4つ書いてございます。この4つの課題が私どもあると思っております。

1つ目が、行政が未把握のPCB廃棄物がまだ存在するのではないかということ。

2つ目が、現在、使用している機器もありまして、それがいつ廃棄物になって出てくるのかということをきちんとコントロールする必要があるのではないかという点。

3つ目は、こちらも先ほど議題に出てまいりましたが、実際に持つてはいるけれども、例えば倒産ですかそういったことがあったりして、処理費用の負担能力が非常に低くて処理が進んでないケースがあるのではないか。

4つ目に、そういう御事情がなくても、早期に処理をする気がないとおっしゃっている方が実際いるといったこの4点を、確実に解消する対策をとっていく必要があるのではないかと考えております。

具体的にどのような対策をとるかということですが、35ページにありますとおり、まずはその未把握のPCBの掘り起こしですとか、あるいは使用中の機器の計画的な処理ということについては、まず掘り起こしの調査というものを実際、行わせていただこうと思っています。

具体的には、これまで廃棄物につきましては、届け出を都道府県・市にしていただいたりしておったんですけども、一方で使用中の機器についての情報というものは、経済産業省の産業保安監督部というところが持っている状況にありました。あるいは、使用中の電気機器につきましては、電気保安関係の団体が電気事業法に基づいた定期的なメンテナンスを行ったりしているところでございまして、これらの皆さんにお持ちになっている情報をひとところに持ち寄って、今、国内に未把握のPCB廃棄物、あるいは使用中の機器がどれぐらいあるのかという情報を共有して保有する。

さらに加えて、未把握のPCBにつきましては、実際に自家用の電気工作物を持つ

ている方、これは PCB を含む含まないにかかわらず持っている方に、直接アンケート表なり調査表を送らせていただいて、「あなたのところに間違いなく PCB 廃棄物、あるいは PCB 使用機器がないか」ということを悉皆的に確認するという作業をさせていただこうと思っております。

これによって把握された PCB 機器につきましては、1台ずつリストを台帳にまとめさせていただいて、国内にある PCB が入ったものを確実に把握し、その確実に把握された人たちに対して、36 ページでございますけれども、個別に自治体の皆様方の協力、あるいは産業保安監督部を通じ、声かけをしていく。具体的には、いつ廃棄物として処理をされるんですか、あるいは、その処理の意思がない方に特に言うことになろうかと思いますけれども、今後、JESCO 操業期間というのは再延長がないと我々は考えておりまして、そうなりますと、JESCO の処理が終わった後に自分で処理をしなければならないんですよ、これには莫大なお金がかかるということもあわせてお声かけをさせていただこうと思っております。

37 ページからは、経済的にちょっと処理の費用が貢えない方々に対する対策でございますが、まず1つとしては、現在、処理費用を一括払いでお支払いいただいているんですけども、例えばこれを分割払いにすることを導入する、あるいは現在、地方自治体を中心に、中小企業者を対象にした処理費用の融資制度というものを導入している都道府県がございます。一例として福岡県の例を挙げてございますが、このような取り組みを全国に波及させるような取り組みも進めてまいりたいと考えております。

さらに、38 ページでございますが、料金負担能力のない方、特に中小企業者につきましては、現在も処理料金の7割を支援して、みずから負担する料金は3割となっておるんですけども、それでもなお、事業を既に廃止した、あるいは破産したりすることで、処理料金の負担能力が極めて低い方がいらっしゃる。この方につきましては、現行のその3割負担よりもさらに引き下げて、1割程度以下の負担にして処理を促進させていただく対策を導入させていただこうと思っております。

一方で、39 ページですけれども、そういう経済的な理由がなく処理をしないというふうに言っている方に対しましては、どちらかというと厳しい対策ということで、1つ考えておりますのは、先ほど申したとおり、JESCO 事業が終了しますと自分で場合によっては施設を建造してでも処理をしなければならないということになって、これにかかる費用は多大になるんですが、その前の段階で、先ほど私どもその計画的に処理する期間で平成 34 年度ということを豊田事業所については申し上げたんです

けれども、その期間内に計画的な処理委託をする意思のない方にあっては、その後、JESCO での処理料金を値上がりしますよというようなことを、余裕を持った告知をすることで、期限内の計画的な処理というものを後押しする対策を講じてまいりたいと考えております。

このような対策をとることによって、40 ページでございますが、期限内での処理を完了させていただきたいと考えておりますし、ここまで対策をとっても、なお処理しない方のために、JESCO の操業を続けるということは全く考えていないということをございます。

私からの御説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、いかがでしょうか。

先ほど未処理、あるいは早期処理の計画のないところも、あわせて掘り起こしを豊田市の中でもしなければいけないのではないかという御意見もありましたが、今の国の計画を見てみると、おちおちできない状況にあると思います。豊田市としては、国の方針に沿って、さらに掘り起こしをされるというお考えでしょうか。

【豊田市（市川廃棄物対策課長）】 まさしく今、環境省の御協力のもとでやっている最中でございまして、今月末ぐらいをめどに、もう既に調査表が発送されておりますので、返ってくるかと思います。

【委員長】 わかりました。

あと、環境省のほうにお伺いしたいんですが、この周知徹底ということについては、先ほど経産省、電気保安関係といったところの情報を全て一括してどこかに集約して把握していくということでしたが、例えば、新聞あるいはテレビ等で、環境省の主導による掘り起こしの考えはないのでしょうか。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 そういった取り組みというのも必要ではないかということについては、実は、先般 2 月 28 日に、国の有識者の方にお集まりいただいた検討会の中でも、この内容についていろいろと御意見を賜ったところでございまして、そういうふうな御意見もいただいております。

これにつきましては、そもそも PCB 廃棄物処理の全体の体制の中での役割分担というものがありますし、この PCB 廃棄物については、製造業者がいて、それから使用した保管業者がいて、さらに自治体、行政がいて、JESCO がいるというような仕組みとなってございますから、それぞれそういった役割の中でできる対策というもの

をとるべきというところで、この点については、例えばその周知の仕方としては、行政側から発信する周知のやり方もあれば、一部の電化製品のメーカーから、「この型番については」というような発信の仕方もあったりしますので、それについては、引き続きやり方を工夫しながら、関係機関と相談しつつ対策を進めていきたいと考えております。

【委員長】 オーバーラップがあっても、それは一向に構わないと想いますので、環境省が率先してまずやっていただきて、それに加えていろんなところでもやっていただくほうが、周知徹底できると思います。是非ともご検討をお願いしたいと思います。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 まさにおっしゃるとおりで、実は、特に昨年のあたりに、我々もそういったことで事業者により周知、理解度を上げていただくための普及啓発資材を作成させていただきて、関係業界の方々の協力もいただきて、これを頒布したりしておりますので、引き続きそういった取り組みを進めていきたいと思います。

【委員長】 そうはいっても、普通の汎用品ではありませんので、報道等をするにしても、工夫しないといけないのかなと思います。よろしく御検討をお願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

まだ御発言なさってらっしゃらない方は、全般を通して何でも結構です。

【H 委員】 事業者が、御自身のところで持っているということがわかるんですかね。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 今回、掘り起こし調査につきましては、電気機器を持っている方全てに、取りあえず発送させていただこうと思っているんですが、基本的に PCB が入っている電気機器につきましては、名板といって機械についているプレートから、型式等はそこを見ていただくだけでわかるようになっておりまして、そういったことで判別ができると思います。

あとは、例えば使用機器を買った年代ですとか導入した年代からも、ある程度できることで、それについては、今回、送ったアンケートの中でその判別方法についてもあわせて資料をつけて頒布させていただいているところでございます。

【H 委員】 そのアンケートを送る先というのは、どうやって調べられたんですか。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 それは、そういった電気機器を使用している方については、届け出を出していただいております。そちらの電気事業法を所管している経済産業省の協力を得て、そちらの情報を活用させていただいて送らせていただいているます。

【H 委員】 それから漏れている電気機器、事業所はないですか。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 基本的に、法律上の届け出義務ですから、我々は基本的にその義務を履行している方全てにはと思っておりますけれども、それで全部かと言われたときに、そこまで確証を持って言えるかというとちょっとなかなか難しくて、逆にそういう方をどう見つけるのかというの、ちょっとなかなか難しい部分もあるかと思います。

【H 委員】 汎用品ではないという話がありましたが、家庭用では特にないですね。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 はい、家庭用ではないです。

【委員長】 掘り起こしはなかなか難しそうですが、まず身近なところの各市町村等でしっかりとやっていただきながら、全体でもお声かけをしていただくことで、豊田市のほうでも掘り起こしをよろしくお願ひいたします。

そのほか何かございますか。

はい、どうぞ。

【B 委員】 私は、逢妻男川の流域にある自治区の人間ですが、31 ページに、30 年に 1 回起こる可能性のある降雨量 78 ミリとありますが、実際には、今は時間雨量 100 ミリ超と、そういうような異常気象のときだと思いますが、逢妻男川も下のほうから拡幅工事をやっていて、現状よりさらに流れがよくなると思いますが、こういうところに 78 ミリというよりは、100 ミリ超の対応というような表現のほうがいいのかなと。実際に私どももいろんな予報を聞いておりますと、100 ミリ超なんていうのは頻繁に聞かされるものですから、そういうふうにやっていただいたほうがいいのかなと、そんな気がします。

【JESCO（石垣所長）】 ここの施設を設計する際に、どれくらいのデータをとるかということをベースに設計はしておりますが、この 78 ミリというのは、この逢妻男川の護岸高さの設計条件をお聞きして書かせていただいておりまして、我々の施設はその上にさらに嵩上げをしておると。じゃあこれが何ミリかというと、なかなか申し上げにくいところはありますが、私も、最近ここにずっとおりまして、100 ミリ超の雨が降ったというのも存じ上げております。その中で、嵩上げしておるというような状況も踏まえた上で、今のところは特に問題は起きておりませんけれども、今後、さらなる浸水等が起こった場合に、どうしていくかというのも、しっかり考えていきたいと思います。

【委員長】 特にあとはよろしいでしょうか。

それでは、随分時間を延長して申しわけありませんでした。

そのほか御質問がないようでしたら、これで全ての議題を終了させていただきたいと思います。

本日の資料の公開につきまして事務局に確認させていただきます。全て公開ということでおろしいでしょうか。

【豊田市（吉田環境保全課長）】 はい、結構です。

【委員長】 本日の議事録につきましても、これまでと同じように速やかな公表を考えておりますので、事務局で作成いたしました議事録案を皆様にお目通しをして修正させていただいた後、私一任でもって、事務局が作成するホームページに速やかに公表するという形をとりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（結構ですの声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、事務局は速やかに議事録案をつくっていただいて、皆様のほうに御配付をお願いいたします。

それでは、平成25年度第3回豊田市PCB処理安全監視委員会の議題は全て終了いたしました。委員の皆様には、会議の進行に大変御協力いただきましてありがとうございました。

進行を事務局のほうにお返しいたします。

【事務局（青木）】 長時間にわたり、委員長を始め委員の皆様、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、平成25年度第3回豊田市PCB処理安全監視委員会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございました。
気をつけてお帰りください。

午後0時17分　閉会